

景観評価リスト

事業 所管課	中部総合事務所 県土整備局 河川砂防課	事業担当 氏名	計画担当 係長 倉本政寛
-----------	------------------------	------------	--------------

1 事業概要

事業名	片柴地区急傾斜地崩壊対策新規事業化委託
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 自然公園区域 ( 三朝東郷湖県立自然公園 ) <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域 ( )
事業の種類	砂防・治山の整備 (急傾斜地崩壊対策工事)
事業期間	平成29年度～36年度
事業の規模	対策延長 L=545m (擁壁工、法面工)、全体事業費 350百万円 (概算)
事業目的	当事業は、東伯郡三朝浜町片柴地内の山腹において、斜面崩壊対策工及び落石対策工を設置するものである。 当該斜面には転石や浮石が散在しており、過去においても斜面崩壊や落石による被害が発生しており、今後も災害発生の恐れがある。このため、本事業により斜面崩壊対策工及び落石対策工を設置し、土砂災害から人命・人家、公共施設 (県道鳥取鹿野倉吉線) 等を保全するものである。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入)
①整備する施設が視点場となる場合 ・該当なし。
②整備する施設が主対象になる場合 ・該当なし。
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 【景観特性・景観資源】 ・当該箇所は、三朝東郷湖県立自然公園内の東伯郡三朝町片柴に位置し、近隣には多数の国宝や重要文化財があり、多くの観光客が訪れる三徳山を抱える地域である。主対象は、三徳山、三朝温泉とそれを取り巻く緑豊かな山並み景観である。 【景観形成の基本的方向】 ・観光や周辺環境への影響を考慮し、既存樹木の伐採、地形の改変や構造物の規模を必要最小限とすることで、できる限り周辺環境との調和に努める。
(2) 特に配慮する事項 三朝東郷湖県立自然公園内であることから、公園の風景を保全するとともに、行為地周辺の自然環境に及ぼす影響を最小限とするよう配慮する。

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準 (基本事項)	具体的対応
位置 ・ 規模	<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設 (以下「展望地等」という。) 並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所 (以下「道路等」という。) に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。	・施工範囲は、基準 (砂防技術指針等) 及び施工上の必要最小限の範囲とし、地形の改変を極力抑え、主対象への影響を最小限にする。 ・法枠工や吹付け工など樹木の伐採が必要な場合にも、必要最小限とすることで既存樹木への影響をできる限り抑える。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</li> <li>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</li> </ul>																				
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</li> <li>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法枠内の緑化（在来種）を施すことで周辺の景観との調和を図る。</li> </ul>																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</li> <li>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待受け擁壁工 重力式擁壁タイプ コンクリート (N5程度) 補強土壁タイプ 緑化 (在来種)</li> <li>・ 落石防護柵 溶融亜鉛メッキ色 (N4.5程度)</li> <li>・ 法枠工 枠：コンクリート (N5程度) 枠内：緑化 (在来種)</li> <li>・ 法面工 緑化 (在来種)</li> </ul>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

#### 4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。